

< 無所属 戸田議員 >

○ 自転車マナー条令と子どものヘルメット問題 について

(質問) 1

幼児や高齢者に比べて運動能力や体力に勝っている少年や青年は、自転車事故になっても頭を打ってケガをする確率は低いはずだが、どうか？

(答弁)

一般的には、幼児や高齢者に比べて少年・青年は運動能力は高く、自転車事故による頭部の怪我の割合は低くなるものと推察されます。平成 26 年度の警察庁統計では、65 歳以上の高齢者に比べ、15 歳以下の子どもの自転車事故による頭部損傷の割合は低くなっております。

(質問) 2

門真市の児童生徒で、「自転車事故になっても頭を打ってケガをした」事例はどれほどあるのか？そもそもそういうデータを持っているのか？調査をしているのか？

(答弁)

学校管理下におきましては自転車の通学を原則禁止しており、行事等での使用もほとんどないことから、そのような事例は把握しておりません。放課後や休日等における児童・生徒の自転車事故の件数及びその詳細につきましても、調査や警察への問い合わせ等は特に行っておりませんので、データはございません。

(質問) 3

条令の規定では、子供には「自転車に乗るときにヘルメットを被る義務」はないし、保護者にも「子供が自転車に乗るときに子供にヘルメットを被らせる義務」はないはずだが、どうか？

(答弁)

条例では、子ども自身に着用の義務はございません。また、保護者にたいしては、「13 歳未満の子が自転車を利用するとき又は 6 歳未満の子を自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」とされており、努力義務ではありますが、義務ではございません。

(質問) 4

「義務」と「努力義務」や「努力規定」はどう違うのか？「努力義務」や「努力規定」でしかない事柄を、子供や保護者に「義務」と思わせて強制することは、してはならない事のはずだが、どうか？

(答弁)

一般的に義務には罰則が伴いますが、努力義務は「努めなければならない」などと規定され、罰則や法的制裁を伴うものではありません。

努力義務は、努力することは求められますが、該当の事柄そのものを強制するものではありません。

(質問) 5

学校や教員が児童生徒に対して、「自転車に乗る時はヘルメットを被れ」と強制したり「指導したり」するのは条令違反だが、どう考えるのか？（「被る事が望ましい」という「指導」なら良いが）

(答弁)

児童・生徒の自転車の使用につきましては、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努めております。その一環でヘルメット着用がのぞましいということはあっても、着用を強制しているものではありません。今後も、条例を逸脱して指導するものではありません。

(質問) 6

教委の職員や教職員達は、自転車に乗る場合、日常的にヘルメットを被っていないはずだし、条令制定後もほとんど被らないはずだが、どうか？

自転車を使う場合の、ヘルメットの保持や運搬、盗難されないようにする事などの不便を理解しているか？

(答弁)

職員や教職員のヘルメット着用の状況につきましては、あまり見かけないのが実状でございます。

また、ご指摘のヘルメット管理の不便さにつきましては、一定生じるものと認識しております。